

恵庭市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに恵庭市職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第4号。以下「条例」という。）第3条の規定により、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、公益的

法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第12号）別表第1及び別表第2に掲げる公益的法人等とする。

（退職手当通算予定職員）

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に北海道市町村職員退職手当組合の定める北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和57年北海道市町村職員退職手当組合条例第2号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職（以下この条及び第21条において「内部組織の長」という。）に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

(1) 恵庭市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第8号。以下「給与条例」という。）

別表第2の等級別基準職務表に規定する職務の級が7級の職（内部組織の長の職を除く。）

(2) 恵庭市企業職員の給与規程（昭和43年水道規程第1号。以下「給与規程」という。）

別表第2の級別標準職務表に規定する職務の級が7級の職

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職してい

た執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条に規定する法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書(様式第1号)を任命権者(恵庭市立の学校に勤務する道費負担教職員にあっては、恵庭市教育委員会。以下同じ。)に提出しなければならない。

(部長又は課長に相当する職)

第13条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 給与条例別表第2の等級別基準職務表に規定する職務の級が5級及び6級の職
- (2) 給与規程別表第2の級別標準職務表に規定する職務の級が5級及び6級の職
- (3) 恵庭市立小学校及び中学校の校長の職

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第15条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第16条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第6条各号に掲げる職とする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方

公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定める者とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定める者とする。

(部長又は課長に相当する職)

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第13条各号に掲げる職とする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第14条に定める者とする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第21条 条例第3条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、内部組織の長の職並びに第6条各号及び第13条各号に掲げる職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第22条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合

(任命権者への再就職の届出)

第23条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、再就職届出書（様式第2号）により離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

(公表事項)

第 2 4 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定める事項は、前条第 2 項各号（第 1 号、第 2 号及び第 7 号を除く。）に掲げる事項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。